

つながり応援センターよろず 生活困窮者自立支援事業年次レポート

Vol.3

つながり
応援センター
よろず

ごあいさつ

「平成 29 年度つながり応援センターよろず 生活困窮者自立支援事業年次レポート」は、生活困窮者自立支援法に基づき、高島市と高島市社会福祉協議会により開設された「生活困窮者自立支援機関 つながり応援センターよろず」の 3 年目の取り組みを振り返り、その成果と課題をまとめたものです。

開設以来、毎年 100 件を超える新規相談が寄せられ、今年度末までの相談総数はモデル期間も含めると約 400 件に上ります。この間、様々な理由により困窮する世帯の相談を受止め、必要な支援を実施していますが、背景にある「社会的孤立」の問題に対する取り組みの重要性を改めて感じている所です。

今年度下半期からは、「ひきこもり状態にある本人とその家族の支援」を重点取り組みの一つに掲げ、関係機関との連携のもと「社会的孤立」の解消に向けた取り組みの必要性を共有し、「居場所づくり」などの取り組みを模索しています。

また、引き続き困窮する子ども・子育て世帯のための「居場所づくり」を進める中、フリースペースの取り組みの更なる広がりとともに、この 1 年で子ども食堂の開設も進みました。

これらの取り組みについては、専門機関同士の連携も勿論ですが、社会福祉法人や N P O 法人、また地域のボランティアの皆さんの協力のもと、地域にひろがる取り組みとして進めることで、地域共生社会の実現につながる大きな可能性を感じています。今後、より多くの皆さんの参画と共感を得て、困窮者支援のネットワークがさらに大きく強く広がっていくことが大切であると考えています。

最後になりましたが、センターの立ち上げ当初からつながり応援センターよろず運営委員会の運営委員長にご就任いただいております、関西学院大学教授の藤井博志先生には、様々なご示唆をお与えいただき、高島市の地域福祉の推進に一方ならぬご支援をいただいておりますことに、紙面を借りて厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

社会福祉法人 高島市社会福祉協議会
会 長 古川 進

平成 29 年度 つながり応援センターよろず 年次レポート

目 次

1. 相談支援のための体制	1
①自立相談支援センターの運営体制	
②平成 29 年度の人員体制	
③支援に係る会議・ミーティング	
昼ミーティング／個別アセスメント会議／定例ミーティング／支援調整会議	
2. 相談と支援の実績	3
○相談ニーズの傾向	3
○支援の実績	6
①就労相談支援実績	
②家計相談支援実績	
③ひきこもり相談支援実績	
○継続支援ケースの増加について	10
○その他支援・事業実績	11
○典型事例とそこに見える課題	12
事例 1 「80-50 親の伴走支援として後見申立てと世帯まるごとの支援調整」	
事例 2 「親の家計相談から同居する息子の医療・就労支援への展開」	
3. 事業推進や開発的な取り組みの実績	18
(1) 問題共有と地域課題化のための会議の運営に関する実績	18
①事務局会議	
②運営委員会	
③庁内連携会議	
(2) 出口資源づくり・資源開発に関する実績	20
○子どもの支援に関する事業	20
①子どもの貧困対策部会	
②高島市困窮世帯の子どもに対する学習・生活等支援事業	
(1) 子どもの居場所づくり（フリースペース設置）の取り組み	
(2) 子どもの居場所運営連絡会議	
(3) 子どもの居場所ボランティア学習会	
(4) 子どもの貧困に関する学習会	
○就労支援に関する事業	23

①就労準備支援事業	
②認定就労訓練事業	
③就労支援機関連絡会	
○ひきこもり支援に関する事業	26
①つながり応援支援者ネットワーク会議	
○相談を進めるネットワークづくりに関する事業	27
①相談窓口職員連絡会	
○これから取り組むべきこと	28
4. その他 関連事業の実施実績	30
①なんでも相談会	
②高島市福祉施設協議会地域貢献検討委員会	
③広報	
④職員研修	
⑤視察	
⑥研究会・研修会等での実践報告	
おわりに	34

【巻末資料】

- ・高島市生活困窮者自立相談支援機関運営委員会設置要綱
- ・高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議設置要綱
- ・高島市困窮世帯の子どもに対する学習・生活等支援事業実施要領
- ・子どもの貧困対策部会開催要項
- ・高島市生活困窮者等就労準備支援事業実施要領
- ・就労支援機関連絡会開催要項
- ・つながり応援支援者ネットワーク会議開催要領
- ・相談窓口職員連絡会開催要項

1. 相談支援のための体制

① 自立相談支援機関の運営体制

よろずは、高島市と高島市社協の協働で設置しており、共同事務局として機関運営全般を行っています。

② 平成 29 年度の人員体制

よろずの平成 29 年度人員体制は以下のとおりです。

- ・センター長 1 名
- ・主任相談支援員 1 名
- ・相談支援員 2 名（1 名は市社会福祉課職員）
- ・就労支援員 1 名
- ・家計相談支援員 1 名
- ・子どものあしたコーディネーター 1 名

③ 支援に係る会議・ミーティング

○ 昼ミーティング

個々の相談員の支援状況が都度共有されるよう、毎週 1 回 1 時間程度を目途に「昼ミーティング」を実施しています。

1 週間の間に受け付けられた新規ケースの情報共有や、その間の支援状況について共有し、困難な状況が生じているケースは、個別アセスメント会議の開催につなげることを目的に開催しています。

○ 個別アセスメント会議

よろずに寄せられる相談は、複雑かつ困難な内容も多いことから、初期相談への対応には相談員 2 名体制で行なうことを基本にしています。

また、より困難で初期対応した相談員だけではアセスメントが難しいようなケースについては、随時「個別アセスメント会議」にて検討を行い、その後の対応が適切に行われるよう会議を開催しています。

○ 定例ミーティング

各ケースの支援状況の確認と、事業の進行管理を行うため月 2 回開催しています。

ここでは、支援継続中のケースについてタスクシート（表 2-1）を用いながら、支援状況の確認や進行管理を行っています。また、同意前のケースや支援中断のケースについても適切な支援やフォローアップが提供できているか確認を行なっています。

○ 支援調整会議

支援調整会議は、基本的に定例ミーティング開催時に合わせて実施するようにしていますが、参加者やタイミングにより随時の開催も行っています。

各相談員は、定期的に行われる定例ミーティングに向け支援プランの作成準備を進めるなど、スケジュールの目途を設けることに活用しており、プラン作成が進む要因の一つにもなっています。

【表 1 - 1】 担当者が短期的な働きかけを意識するために用いているタスクシートの様式

No	利用者名	担当名	○月○日		○月○日		○月○日	
			実施状況確認	次回までのタスク	実施状況確認	次回までのタスク	実施状況確認	次回までのタスク
1								
2								
3								
4								
5								

2. 相談と支援の実績

○相談ニーズの傾向

【新規相談件数が増加し、相談申込件数も増加した】

新規相談受付件数は135件あり、昨年度の109件を上回りました。

新規相談受付件数の月平均は11.3件となり、全国平均7.5件、滋賀県平均6.4件と比較しても、高い数値となりました。

プラン作成件数は36件でした。これは、月平均3件となり、全国平均2.3件、滋賀県平均2.4件を上回る結果となりました。

【心身の不安定さの改善、同居家族への働きかけが必要なケースが増加した】

相談者の性別として、男性53%、女性47%となっており、性別による大きな差異は見られませんでした。

相談者の年齢は、40代14%、50代15.4%、65歳以上25%に集中している傾向があります。

今年度の相談者の特徴として、医療受診を進め健康状態の改善が必要となるケースが多くみられたことが挙げられます。また、特に精神状態の不安定さが相談による状況の改善の妨げとなるケースもあり、心身の状態の改善が相談と並行して必要となる方が多く見受けられました。

また、問題の背景要因に同居家族が少なからず影響を及ぼしているため、同居家族への働きかけも含め、世帯単位での相談支援を必要とされるケースが増加しています。

【子育て関係機関・学校教育機関からの相談が増加した】

相談経路として、市子ども家庭相談課や市子育て支援課など子育て関連部局からの紹介が増加しました。

また、養護学校や小・中学校からの相談が増加しています。

これは、よろず運営委員会の子どもの貧困対策部会や就労支援機関連絡会などのネットワーク化を図る取り組みや、フリースペースや子ども食堂といった地域の居場所などの資源づくりの取り組みが進む中で、関係機関への事業や相談の周知が進んだことが要因と考えられます。

また、今年度、学校教育関係機関の担当者レベルの会議等にも積極的に出向き、事業説明の機会を持ったことにより、連携のもととなる理解が広がった結果と考えられます。

【就労支援ニーズの微減】

就労支援をニーズとした相談が昨年度に比べやや減少しています。これは、全体として景気の持ち直しにより、求人ニーズが拡大する中、特に派遣登録者等で仕事が決まりにくかった方が、これまでよりスムーズに就職が決定する傾向が要因のひとつであると考えられます。

また、就労を切り口に相談に来られても、就労以前の段階での問題を有しており、就労支援にすぐに結びつかないケースが多く見られることも、就労支援のニーズ減少の一因と考えられます。

今年度は、景気の変動による雇用状況の変化により、「プラン作成前に早期就労されるケース」と「就労のための準備段階の相談」に二極化した傾向が見られました。

【生活福祉資金等貸付相談や地域福祉権利擁護事業利用相談との連携で増える家計相談支援ニーズ】

家計相談支援のニーズは昨年同様に非常に高くなっており、家計再生プランの作成件数も全プラン作成件数の75%を占める27件となっています。

特に今年度は、社協の生活福祉資金等貸付相談や地域福祉権利擁護事業利用相談などの初期相談場面で、家計相談支援が積極的に連携していく体制を執っており、このことにより家計相談の受付件数も増加しています。

【図表2-1】平成29年月別相談受付件数等一覧

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計	
①	新規相談受付件数(本人同意なしを含む)	4	13	13	13	11	13	12	14	8	11	11	12	135	
	新規相談申込件数(本人同意ありのみ)	5	6	4	7	6	8	6	6	5	7	7	6	73	
②	プラン策定前支援終了件数(初回スクリーニング時)	1	8	4	9	5	6	7	7	5	5	11	10	78	
	うち 情報提供のみで終了	1	3	0	8	2	4	4	3	1	3	8	7	44	
	他機関へのつなぎで終了	0	5	4	1	3	2	3	4	4	2	3	3	34	
	スクリーニング判断前に中断・終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③	支援決定・確認件数(再プランを含む)	2	3	5	4	5	3	2	3	3	1	0	5	36	
	うち 支援決定あり	2	2	5	2	4	3	2	2	2	0	0	4	28	
	プラン期間中の一般就労を目標にしている	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	8	
	事業に等基 づく 用く	住居確保給付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時生活支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家計相談支援事業	2	2	5	2	4	3	2	2	2	0	0	3	27
		就労準備支援事業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
		認定就労訓練事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	自立相談支援事業による就労支援	0	1	0	2	3	0	0	2	2	0	0	1	11
		生活福祉資金による貸付	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	5
④	生活保護受給者等就労自立促進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	評価実施件数(再プランを含む)	2	1	4	5	1	5	5	2	3	2	3	3	36	
	評価結果	終了	1	0	0	0	0	3	3	1	3	0	2	2	15
		再プランして継続	1	1	3	5	1	2	2	1	0	1	1	1	19
		中断	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	見られた 変化した	変化あり	2	1	3	5	1	5	5	2	3	2	3	3	35
		変化なし	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
うち	評価実施件数中、一般就労を目標	1	0	3	1	0	1	2	1	2	0	1	1	13	
	一般就労開始を達成	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	4	
⑤	支援継続中ケース数	56	60	61	63	68	69	70	73	72	70	69	74	-	

＜表の読み方＞ ※表の左端の番号から項目の意味を説明。

- ① 新規相談件数と利用申し込みされた件数。
- ② 相談件数の内、プラン作成に至らなかった件数とその内訳。
- ③ 支援調整会議が開催され、プラン内容の「決定」や「確認」がされた件数と決定の内訳。なお、「支援決定」とは法に基づく事業等の利用がされた場合に使用し、それらによらない支援の場合には「確認」を使用する。
- ④ 作成したプランの終了期間が迫り、プランの評価がされた件数と、その結果の内訳。
- ⑤ プラン作成の如何に関わらず、「同意を得るための支援」等も含めて支援が継続されているケース数。

【図表 2 - 2】全国実績値との比較

	新規相談受付件数			プラン作成件数			就労支援対象者数		
	全国	滋賀	本市	全国	滋賀	本市	全国	滋賀	本市
4月	7.5	7.2	4	2.3	1.9	2	1.1	1.0	0
5月	8.1	7.4	13	2.4	2.4	3	1.1	1.4	1
6月	8.2	6.8	13	2.5	2.1	5	1.1	1.1	0
7月	7.6	5.2	13	2.4	2.0	4	1.1	1.0	2
8月	7.7	5.9	11	2.4	1.9	5	1.1	0.9	3
9月	7.6	6.2	13	2.4	2.4	3	1.1	1.5	0
10月	7.4	5.7	12	2.4	2.6	2	1.1	1.4	0
11月	7.2	6.1	14	2.2	1.9	3	1.0	0.8	2
12月	6.3	6.7	8	2.2	2.9	3	1.0	1.2	2
1月	7.2	6.8	11	2.2	2.2	1	1.0	0.9	0
2月	7.2	6.3	11	2.2	3.0	0	1.0	1.7	0
3月	8.1	6.6	12	2.5	3.6	5	1.1	2.2	1
合計	90.1	76.9	135	28.1	28.9	36	12.8	15.1	11
平均	7.5	6.4	11.3	2.3	2.4	3.0	1.1	1.3	0.9

※ 全国値については厚労省が「生活困窮者自立支援制度における支援状況調査集計結果」にて 10 万人相当で発表されているものを、本市の人口規模に照らし 5 万人相当で割りなおした数値を記載しています。

○支援の実績

①就労相談支援実績

【就労支援ニーズの減少に伴い、プラン作成件数も減少】

就労準備支援事業の利用も含む就労支援プランの作成数は 13 件ありましたが、前年度と比べて－8 件と なっています。

プラン作成者の内、プラン期間中に一般就労を目標にしている数が 8 件で、こちらも前年度と比べて－5 件と 減少しています。

【支援による就労者や増収者の実績】

今年度の就労支援実績として、一般就労（パートタイム就労を含む）を開始された方が 17 名、雇用契約 内容の変更やダブルワーク等により増収された方が 10 名あり、計 27 名の方に増収が見られました。

一般就労された方のうち常勤として雇用された方が 7 名おられ、平均 18.5 万円の収入を得られるようになり ました。また 10 名の増収者においては、月平均 3.2 万円の増収となっています。

今年度は、派遣会社への登録により早期に就労先が決まるケースが複数有り、昨年度までと比べ就労まで に時間を要する状態像の方でも比較的早期に就労に結びつく傾向がありました。

就労の前段階として「生活リズムを整える」「自己認識を深める（障がい受容含む）」「医療受診を行う」必 要性の高い方の相談が多数存在しました。この傾向は、就労支援のプランを作成するもののプラン期間中の一 般就労を目標とすることができなかった結果に現れています。

景気の変動による雇用状況の変化により、今年度は「プラン作成前の早期就労」と「就労のための準備段階 の相談」に二極化した傾向が見られました。

②家計相談支援実績

【支援による家計の改善】

家計相談による月収支の改善額は、月平均 46,785 円となりました。家計再生プランを作成した 27 件の内、月収支の改善が見られた方が 13 名おられ、約半数の方が月々の家計に改善が見られました。

また、家計再生プランでは、月収支の改善以外にも、相談者に状況や意識に応じた段階的なプラン目標を設定し、プラン目標の達成を目指すなかで各家庭にあわせた改善を図ります。

その家計相談におけるプラン目標の達成率は、今年度 69%となりました。これは、半数以上の相談者が、家計相談により目標を達成し、課題の解決・改善に向かわれていることを示しています。

【生活福祉資金等貸付相談と地域福祉権利擁護事業との連携状況】

今年度は、より効果的な相談介入のため、社協の生活福祉資金貸付等の初期相談場面への家計相談支援員の同席を定例化しました。家計相談支援員による支援を貸付の実施と併せて行うことによって、貸付相談に至った背景要因の改善や家計状況の悪化防止を図り根本問題の解決に迫る相談を実施することができました。

また、地域福祉権利擁護事業の初期相談にも同席し、両事業の相談員で支援の見立てを行うことで、より丁寧で的確な支援に結びつけることができました。

【子育て世帯からの家計相談の増加】

今年度の特徴の一つは、子育て関係機関からのつなぎの多さが挙げられます。特に子育て支援課からは 10 件のつなぎがありました。母子世帯において返済計画や家計の見通しの不安定さが見受けられ、主に貸付相談・返済計画を切り口に家計収支改善の相談を必要とする傾向があります。

しかし、見通しの不安定さから家計相談支援の必要性の認識の低さも同時に見受けられます。年代別に見ると 50 代の相談が多く、子どもの成長とともに養育費が高額になり、特に高校および高校卒業後の進学時に大きく家計バランスを崩す傾向が顕著に現れています。

【課題】

家計相談では、家計の考え方・お金の使い方について根本から見直すことが必要となりますが、多くの相談者は目先の金銭的な困りごとに意識が向けられており一時的な改善によりその場が凌げたことにより相談意欲が大きく低下します。そのため、相談員は家計を乱す背景要因に着目し、相談者にもその自覚が生まれ改善意欲が高まる働きかけを粘り強く行い伴走型で相談支援を行う必要があります。

今年度に関しては、貸付事業との連携、一人親家庭への支援が増加する中、相談者自身が貸付によりその場を凌ぐことで相談への意欲が低下したり、一人親家庭であるがゆえに少ない収入であるため家計の見直しに難しいと頭から思い込んでいる面が見受けられたりするなど、相談員単独で改善意欲の向上を働きか

ける難しさが顕著に現れました。

また、継続相談を行っているケースでは、一定の家計改善は見受けられるものの黒字化したお金を税滞納納付などの相談当初課題の改善に使用しないケースもありました。これは、税滞納等に悩んではいるものの過去からの滞納状況に慣れてしまうことで、家計相談により黒字化した金額の使用優先順位付けを見誤ってしまう結果に繋がっていると考えられます。

家計相談は、貸付事業や税等徴収窓口とは別の動きを行うため家計に関わる各関係機関・担当者と情報共有と役割分担を明確にしながら、家計の改善が生活課題の背景要因の改善に繋がるようなチームアプローチを行う必要があります。

また家計相談を行う中で、障がいの疑いやメンタルヘルスに課題がありスムーズな家計相談が行いにくい状態の方が見受けられます。相談の初期段階でのアセスメント結果でも、約 25%の方が障がいの疑いやメンタルヘルスの課題を抱えておられました。家計相談を行う上でも保健医療との連携の必要性が伺え、保健師等との協働も必要不可欠となっています。

③ひきこもり相談支援実績

【相談数、ケース傾向】

10月から滋賀の縁創造実践センターのモデル事業として実施。(株)夢の木訪問看護に一部業務委託し訪問支援員を1名配置し、よろず相談員、関係機関と協働してひきこもり状態にある方の当事者支援および家族支援を実施しました。

半年で26件の相談・情報提供が寄せられ、対象者は28名となりました。うち、本人・家族・関係機関へのアプローチが可能な23件に対し、当事者支援・家族支援・関係機関連携を行いました。

支援内容としては、面談32回（うち訪問20回：本人に会えた数16回）、電話相談22回、関係機関・民生委員等との情報共有と協議75回となっています。相談・情報提供の経路は様々で、「家族が関係機関の関わりを拒否している」「地域からの情報で本人、家族にコンタクトがとれず介入の機会が見出せない」「本人に会えても、まず医療の関わりが必要と判断される状態」など、単一機関での支援の困難さとともに他機関連携によるチームアプローチの必要性の高さが伺えました。

【課題】

ひきこもり支援を行うようになり半年間で予想を超える相談または情報提供がありました。相談者は、当事者、ご家族、民生委員さんや自治会役員さんなど様々で、従来のつながり応援センターよろずに入る相談よりもさらに多様かつ複雑な状況がうかがえました。

特に民生委員をはじめ地域住民さんからの相談では、当事者またはご家族が支援に拒否的な傾向があり、面談を行うことさえ難しい状況が多く存在します。

また、保健センターをはじめ行政各窓口、市子ども若者支援センターなどが断片的な情報を有していることもあり、相談の入り口部分から入念な情報共有とチームアプローチを必要としています。半年という期間では相談開始段階での有機的な連携が図られているとは言い難い状況です。

ひきこもり訪問支援と同時に開始した「つながり応援支援者ネットワーク会議」により、「チームアプローチ」「初期介入」を有効に行えるよう、ひきこもり支援の仕組み作りが必要となっています。

○ 継続支援ケースの増加について

モデル期間を含めると、つながり応援センターよりの開設後 3 年半が経過し、これまでの総相談件数は 389 件になりました。

相談内容の複雑化にともない継続支援を必要とするケースが増加傾向にあり、H30.3 末時点で 6 ヶ月以上相談を継続しているケースが 39 件あります。

39 件のうち 1 年以上相談継続しているケースが 20 件あり、相談が長期化する傾向が伺えます。

継続相談の内容では家計相談支援、就労支援に差異はなく、相談内容に関わらず伴走型支援の必要性の高さを示しています。

【顕在化している問題だけではなく、潜在化している根本的な問題の解決が必要なケースが多い】

継続相談の期間が長くなるケースの特徴として、相談者自身が課題の背景要因に目を向けられていない場合が多いため、相談員は潜在化した課題に目を向け、問題の背景要因を意識し、相談者と改善を目指せるように繋がり続ける伴走型支援を行う必要があります。

このことは、いったん相談を終了したものの新たな問題が生じ、再度相談を申し込まれた方が 13 名あり、顕在化している問題を解決しても、根本的な問題を解決しなければ長い目を見たときに、別の課題が生じ再度の相談につながる状況からも明らかです。

また、問題の背景が複雑多岐にわたるケースが多く、関われば関わるほど根本的な部分での問題が様々顕在化していくことも継続支援ケースが増加している要因です。

【プランを継続したケースの 84%で状況改善が見られた】

一方、プランを作成し継続相談を行うことで、約 84%の方に課題に対する状況改善が見られています。

このことから、伴走型で長期的に相談に応じ複数回相談支援プランを作成する中で、相談者と目標や支援内容を見直していくことが重要といえます。

○ その他支援・事業実績

【住宅確保給付金】

今年度も利用実績はありませんでした。今年度は失業に伴う住居喪失に関する相談はありませんでした。その要因として、就労支援で述べたように派遣会社の紹介により早期に就労に結びつき、失業により住居喪失の可能性が顕在化する前に就労収入を得ることができたことが挙げられます。

過去の相談状況も踏まえ、緊急性の高い相談に関しては生活保護申請に至るため本市においては利用実績が上がりにくいことが予測されます。

【被保護者就労支援】

生活保護受給者の就労支援を今年度は 5 名の方に実施しました。うち 2 名の方の支援として企業との雇用調整を行い就労開始に結びつきました。雇用後も就労定着のため本人に対し出勤を促す電話を入れるなど、本人と企業との就労継続に係る調整を行いました。

就労に向けた支援として面談や就労に向けての助言を行う他、就労の前段階として就労準備支援事業の利用に向けた相談やひきこもり訪問支援員との面談調整・同行訪問を行いました。

○ 典型事例とそこに見える課題

(※事例は本人が特定されないよう、本質を変えない範囲で内容を加工修正しています。)

事例 1 : 『80-50 親の伴走支援として後見申立てと世帯まるごとの支援調整』

●事例の概要

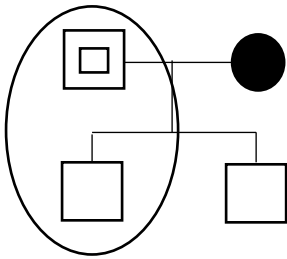
相談者は 80 代男性、40 代長男との 2 人暮らし。約 20 年前に都市部から当市の山間部に転居してきた。

相談者は要支援状態にありデイサービスを週 1 回利用されているものの、自立して生活を送られている。

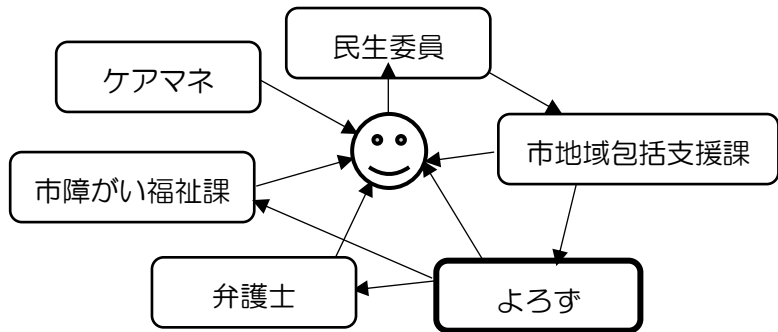
転居前に住んでいた家を残したままとなっており、処分したいと思っているが、どのように処分していけば良いのかに迷い顔見知りであった民生委員に相談される。

民生委員が市役所に相談し、市役所とつながり応援センターよろずにて初回相談対応することとなった。

●ジェノグラム



●エコマップ



●インタビュー・アセスメント時の本人および世帯の課題

- ・ 相談で状況を把握していると、税滞納や未払いの請求書も見られ、預貯金も相談時期あたりから急激な減り方をしていることが分かり、相談者自身の判断能力の低下で多くの問題が生じていることが把握された。
- ・ 同居する長男には障がいがあることが分かるが、相談者自身が長男の存在を隠すようにしており、通院に出る以外はほぼ家に閉じこもりきりになっている。
- ・ 次男とは別居しているが、音信不通になっており、他に頼れる家族・親戚もない。

●支援の方向性

- ・ 家計や世帯に起こっている状況を把握しながら本人の判断能力を把握し、必要な支援につないでいく。
- ・ 相談者自身も高齢であることから、長男の状況や支援の必要性を見極め、緊急時にも対応できる支援体制を作る。

●支援経過

内 容	制度・サービス/関係機関
H28.9 相談者からの相談を受けた民生委員が、市地域包括支援課に、家屋の処分に困っている高齢者の相談として相談。	民生委員 市地域包括支援課（保健師）
H28.10 市地域包括支援課保健師から相談を受けた家計相談支援員が同行訪問を実施。家計相談支援員が訪問を継続し、家計の詳細を聞き取り家計改善の手立てを整理。	よろず家計相談支援員
H28.11 家計相談を継続する中で記憶力や判断力の低下の状況を把握。また、生活面の問題も把握されたことから、介護保険ケアマネージャー、地域包括支援課とケース検討を行う。	ケアマネージャー
H29.1 身に覚えのないキャッシングの催促の電話が入るようになるなど、相談者自身の記憶力の低下だけではなく、権利侵害のリスクが高まり、成年後見制度利用を検討することになる。	
H29.2 相談者がインフルエンザにかかり家事をできなくなったことで、同居する長男の生活能力が著しく低いことが分かる。これを機会に長男の支援の必要性の検討を行うため、市障がい福祉課に相談を行う。	市障がい福祉課
H29.5 成年後見サポートセンターのサポートを受けながら成年後見制度の利用申し立てを行う。	成年後見サポートセンター 成年後見制度
H29.7 保佐人に弁護士が選任される。保佐人がスムーズに支援に入れるよう家計相談支援員が保佐人と訪問を行う。	弁護士（保佐人）
H29.8 相談者が高熱を出し入院や手術の必要性も生じたことをきっかけに、長男の支援の必要性を相談者が強く感じる。市障がい福祉課、障がい者相談支援センターと同行訪問し、長男もサービスが利用できるよう相談を進めていくこととなる。	市障がい福祉課 障がい者相談支援センター ケアマネージャー
H30.3 相談者世帯に関わる関係機関が集まり、今後の暮らしについて、移動手段、買い物等生活支援など、相談者および長男の両側面から世帯丸ごとの支援を検討していくこととなる。	

●支援の効果

- ・ もともと介護保険によるデイサービスを利用されていたが、把握し切れなかった家計の状況や理解力の低下が把握され、成年後見制度の利用に繋がった。
- ・ 家計相談を切り口に生活実態に介入することで、見えにくかった息子たちとの関係性や状況が把握された。
- ・ 長男の生活力等が把握することができ、障がい分野の支援者の関わりにつなげることができた。
- ・ 世帯の生活の安定をまるごと検討するための支援チームが構築された。

●事例を通じた地域課題

- ・ 80－50 の世帯構成。親の経済力と健康状態が世帯の生活基盤に大きく関わる。
- ・ 障がいのある子どもの問題を抱え込んでしまい、隠すように養育する世代であるため、子どもへの支援を頑なに拒否する傾向がある。
- ・ 車がなければ生活に困る地域性から、認知機能の低下により車の運転が難しくなることで、移動や買い物が困難になり、生活支援サービスも少ないことから日常生活にたちまち困ってしまい暮らせなくなる。

事例 2 : 『親の家計相談から同居する息子の医療・就労支援への展開』

●事例の概要

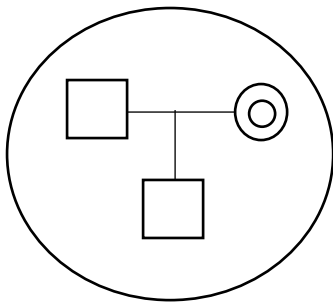
70代の高齢者夫婦と30代の息子との3人暮らし。

相談者の夫は要介護状態であり、息子は難病を患い仕事を辞め自宅で療養をしている。

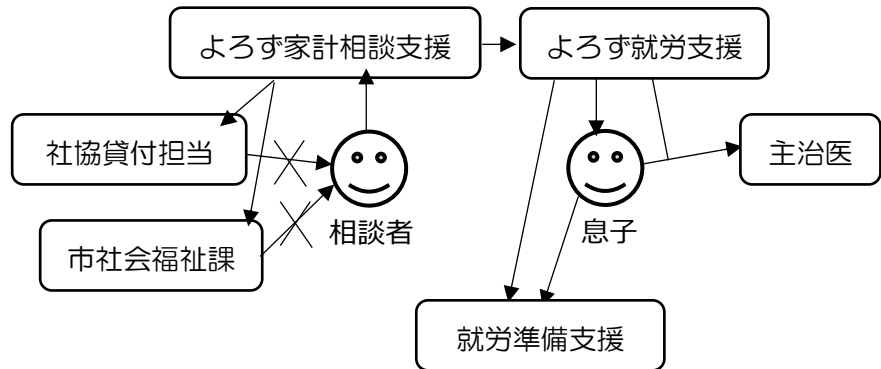
相談者が家計の切り盛りを一手に引き受けているが、息子の医療費や夫の介護サービス利用料の支払いなどにより家計管理が難しい。家計を遣り繰りすることで何とか生活ができる収入はあるが、上手に乗り切らなければ途端に困窮をしてしまう。

今後、息子の入院治療も控えており、困窮する不安からよろずに相談に来られた。

●ジェノグラム



●エコマップ



●インタビュー・アセスメント時の本人および世帯の課題

- ・ 夫は家計状況を考えられる判断力等は乏しくなっており、相談できる状態ではない。
- ・ 家計を管理している相談者が、高齢ながら家計の助けになるようにとパートタイム就労をされていることもあり、赤字になりそうなギリギリの状態に追われていても、改めて家計を見直せる余裕がない。
- ・ 息子は病気のため現状に不自由さはあるが、治療により状態が改善する見込みも十分ある。しかし、自ら積極的に改善に向けて取り組んでいく意思はやや弱く具体的な行動に現れにくい。
- ・ 母子ともに短期的な解決を望む傾向があり、長期的な見通しによる計画的な改善の道筋を描けていない。

●支援の方向性

- ・ 収支状況を客観的に確認できるよう家計表を用いて家計の見える化を図り、支出の見直しを検討する。
- ・ 世帯の状況から利用できる減免制度の情報を提供し利用を検討する。
- ・ 息子の状態の改善に向け障がい者年金の受給や就労の可能性など、一緒に暮らしの見通しを立てていく。

●支援経過

内 容	制度・サービス/関係機関
H29.2 相談者からの電話相談を受け、よろず家計相談支援員、社会福祉課、社協貸付担当にて初回訪問実施。 生活事情をお聞きし、生活保護、社協貸付ともに対象外となるため、よろずでの家計相談支援を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> ・よろず家計相談支援員 ・社会福祉課 ・社協貸付事業
H29.3 国保税等の滞納、携帯電話代・電気代等の支払いに行き詰まり、納付計画や減免サービスの利用相談を実施。	
H29.5 家計相談支援を行う中で、息子から就労および自身の病気や障がいに関する相談有り。 今後、息子にはよろず就労支援員が並行して相談に応じることに。	<ul style="list-style-type: none"> ・よろず就労支援員
H29.7 就労支援員との相談の中で、息子の失業給付が申請可能であることが分かり、失業給付の申請を行う。母の家計相談は、息子の失業給付を加えて計算。予定される息子の入院費用と合わせて家計収支を試算する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク ・失業給付
H30.1 息子が治療のため入院。身体障害者手帳の取得と障がい者年金申請の可能性について相談を主治医と行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医 ・身体障害者手帳 ・障害者年金
H30.3 息子の入退院が短期間に繰り返される。予想よりも身体状態の回復が良好であり、身体障害者手帳取得、障害者年金の申請が難しくなる。 息子から就労の希望が出始め、就労準備支援事業の利用検討を進めていくことになる。母が退職の意向を強め、家計収支も大きく変化する見込みとなるため改めて家計の収支予測を行うことになる。	<ul style="list-style-type: none"> ・就労準備支援事業

●支援の効果

- ・ 家計表による家計の見える化で母の精神的安定も図られ、助言以上の家計収支の改善が見られた。
また、家計相談による納付・支払い計画により、種々の支払いを未納となることなく乗り切ることができた。
- ・ 母の家計相談の機会を利用し就労支援員が息子に声をかけ続け寄り添い続けたことで、息子に前向きな意欲が生じ、その後の就労支援の相談にまでつながるようになった。
- ・ 通常の家計収支は黒字で安定していたものの懸念材料の一つであった息子の入院治療費も、先の見通しをたてることで家計収支を乱すことなく支払いが可能となった。

●事例を通じた地域課題化

- ・ 息子が無職であるため親の年金や収入を主に暮らさなくてはならず、入院等によるまとまった支出が生じるとたちまち他の支払いにも困難さが生じてしまう。
- ・ 親の年金収入がある程度の金額があると各種制度・サービスの対象外となってしまう。しかし、年金収入も余裕があるほどではないため、急な支出に対応できなくなり簡単に困窮してしまう。
- ・ 明確な障がいがあるわけではないが、病気等により一般的な仕事を行うことが難しい。稼動年齢層で就労への意思がある方への多様な就労の場、受け皿が不足している。

3. 事業推進や開発的な取り組みの実績

相談で把握される個別課題を分析し、必要な次の動きにつなげていくための会議として「事務局会議」を開催。また、個別課題から抽出された地域課題を関係機関と共有し、ともに取り組んでいくためのプラットフォームとして「機関運営委員会」や「庁内連携会議」を開催しています。

運営委員会には、さらに課題を細分化し、具体的な議論のもと取り組みを生み出すことを目的に、「部会」や「プロジェクト」を設置し、取り組みの推進を図りました。

よろずの立ち上げから、1年目は特に「就労支援」のためのネットワークと資源の開発を進め、2年目には「子どもの貧困の連鎖を断つため」の居場所づくりの取り組みを進めてきました。そして、3年目となる今年度は「ひきこもり状態にある本人や家族の支援」をテーマに関係機関のネットワーク化と課題解決のための取り組みの検討を進めました。

(1) 問題共有と地域課題化のための会議の運営に関する実績

①事務局会議

よろずの共同事務局である市と市社会福祉協議会で、月1回程度開催し、事業運営のための協議を行なっています。

主に、個別課題の地域課題化と、運営委員会や庁内連携会議、さらにはプロジェクト等の持ち方について協議を行っており、高島市における事業展開の肝となっています。

②機関運営委員会

生活困窮者の抱える問題を我が事と捉え、他機関協働のもと、市全体で取り組みを展開していくための場として運営委員会を設置しています。

今年度の会議では、相談実績の共有や事業の進捗の確認から課題把握を行うとともに、特に今年度下半期から取り組みを進める「ひきこもり支援」や「困窮者支援を地域づくりにどうつなげるか」をテーマに議論を行い、今後必要な取組の展開について意見をいただきました。

③ 庁内連携会議

生活困窮者の問題に対応できるよう、庁内の体制や連携を強化するための、問題共有と協議の場として設置しています。

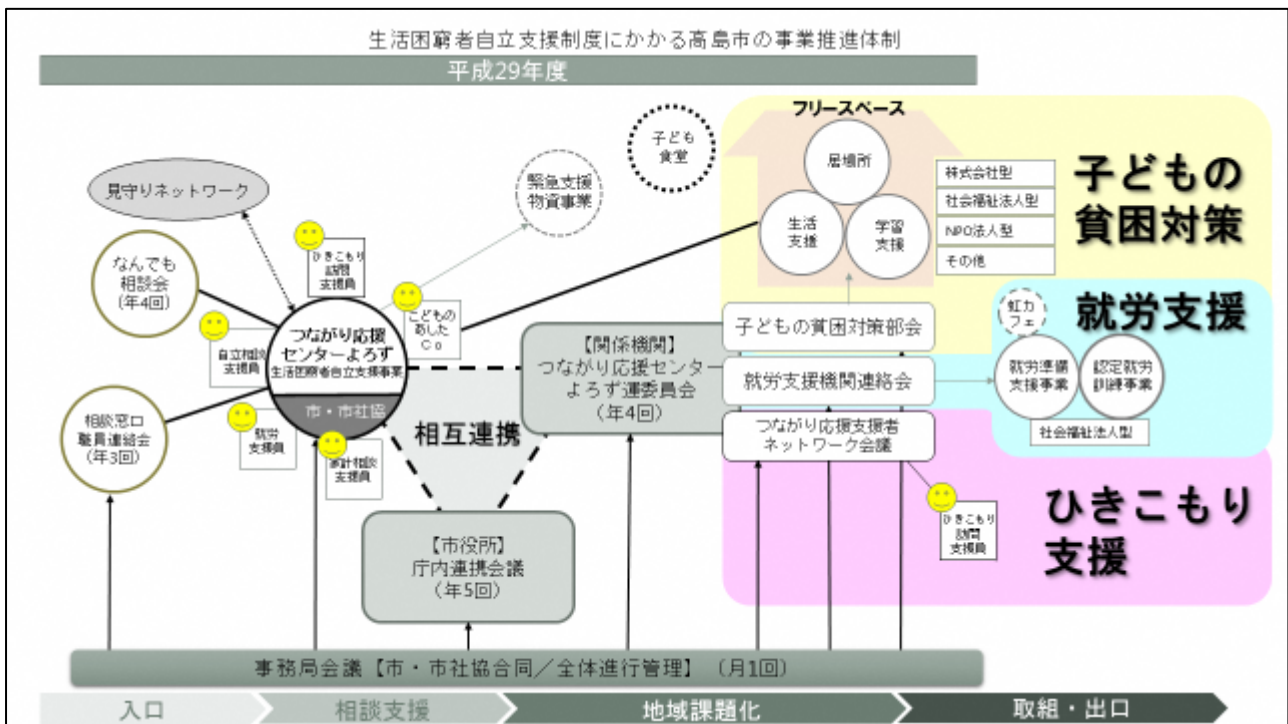
庁内の福祉関連部局だけでなく、納税課や保険年金課などの生活関連部局、また学校教育関係の部局も参加する中、よろずの相談を通じた課題共有から、庁内の体制強化のための議論が行われました。

本年度の議論では、生活困窮者支援における課題の共有に加えて、地域共生社会の実現に向けた庁内体制の構築にも議論を絡め、地域共生社会の実現における行政の役割と庁内連携についても話し合いました。

来年度の取り組みとしては、引き続き全体での協議に加え、より参加機関が具体的に生活困窮者支援の対策のための連携の議論ができるよう、課題分野・問題領域ごとに議論の場を設けていくことになりました。



(図表 3 - 1 平成 29 年度事業展開イメージ図)



(2) 出口資源づくり・資源開発に関する実績

○子どもの支援に関する事業

①子どもの貧困対策部会

官民の子どもに関わる関係機関・団体と子どもへの貧困の連鎖を断つことを目的に、課題と必要な取り組みについて協議を行ないました。

今年度は年 3 回部会を開催し、昨年度の部会を通じて整理した「4 つの問題意識」と「7 つの取り組み」について議論を行いました。

<成果>

部会での議論から派生して、「子ども食堂」の開設が進んだり、市内の学童保育と企業の社会貢献が結びついた企画が実施されたりするなどの成果が見られました。

また、学校教育関係者との連携の必要性が挙げられ、後に生徒指導担当者や教育相談担当者の連絡会での、生活困窮者自立支援事業についての紹介や意見交換などの機会につながりました。

また、子どもの貧困問題について地域に理解を広げる重要性が話される中、映画上映会・講演会の企画の実施につながるなどの実践の効果が見られました。

子どもの貧困対策部会 2 年目の議論まとめ <今後必要な取組の方向性>

○4 つの問題意識

- ① 多様な子どもの居場所づくり
- ② 生きづらさを抱えた家庭全体の支援
- ③ 連携して子どもの力を引き出す支援
- ④ 啓発や情報交換の機会づくり

○7 つの取組

- ① フリースペースの実施
- ② 子ども食堂や居場所の普及
- ③ 緊急時を支える仕組みづくり
- ④ 保護者の交流の場・学集会の実施
- ⑤ 地域とつながる体験プログラムの実施
- ⑥ 体験する機会の創出
- ⑦ 学びや啓発の機会づくり



部会では写真のようにディスカッションはグループごとに行い全体で共有を行っています。

②高島市困窮世帯の子どもに対する学習・生活等支援事業

(1) 子どもの居場所づくり（フリースペース設置）の取り組み

子どものあしたコーディネーターを配置し、社会福祉法人やNPO法人等の協力を得ながら、困窮する世帯の子どもに対して「学習支援」や「生活支援」を提供する居場所（いわゆる「フリースペース」）を開設する取り組みを進めました。

また、今年度は各所の運営をより充実させることを目的に、「子どもの居場所運営連絡会議」や「子どもの居場所ボランティア学習会」などを開催しました。

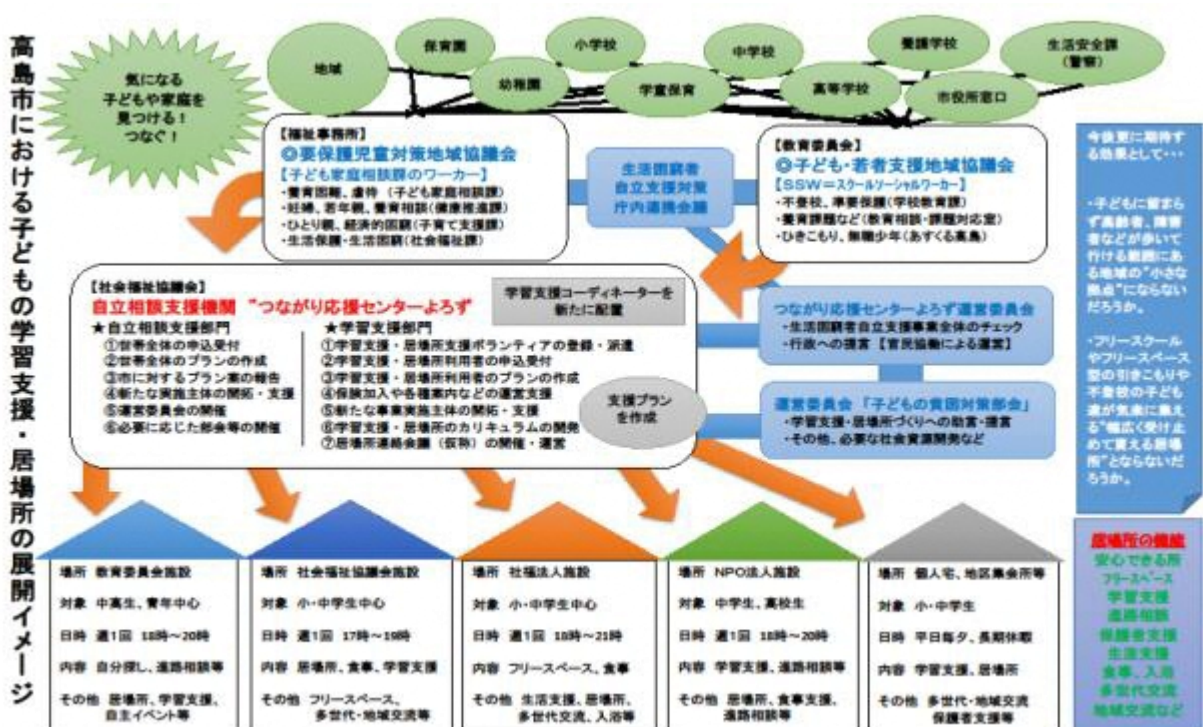
<成果>

昨年度に開設された3カ所に加えて、今年度は新たに市内3カ所で開設がされ、市内6カ所で合わせて小学生12名、中学生10名、高校生4名の計26名の子どもたちが利用されました。

各所いずれも週1回平日の夜に開設され、教員OBなどの専門スタッフや子どもに関わるボランティアスタッフの協力のもと、学習支援のみならず、それぞれの施設の機能を活かした支援メニュー（食事支援や入浴支援等）が提供されています。

学校でも家庭でもない、子どもたちが安心して利用できる第3の居場所として、子どもたちを受け止め支援しています。

(図表3-2 高島市における子どもの学習支援・居場所の展開イメージ)



(2) 子どもの居場所運営連絡会議

市内でフリースペースの開設が進む中、それぞれの運営に携わる関係者同士が集い、取り組みの理念や方向性を共有したり、各所の運営の状況を共有したりしながら、一体感を持って取り組みを進めていくプラットフォームとなるよう連絡会議を開催しました。

また、各所で子どもの支援を行う中での悩みや課題についても話し合えるよう、アドバイザーとして市内のスクールソーシャルワーカー等を招き実施しました。

(3) 子どもの居場所ボランティア学習会

市内で開設がされているフリースペースの内、2カ所で子どもに関わるボランティア向けの学習会を実施しました。市内のスクールソーシャルワーカーをアドバイザーとして招き、個々のボランティアの皆さんが利用する子どもと接する中で悩んでいることやボランティア活動についてなど話し合われました。

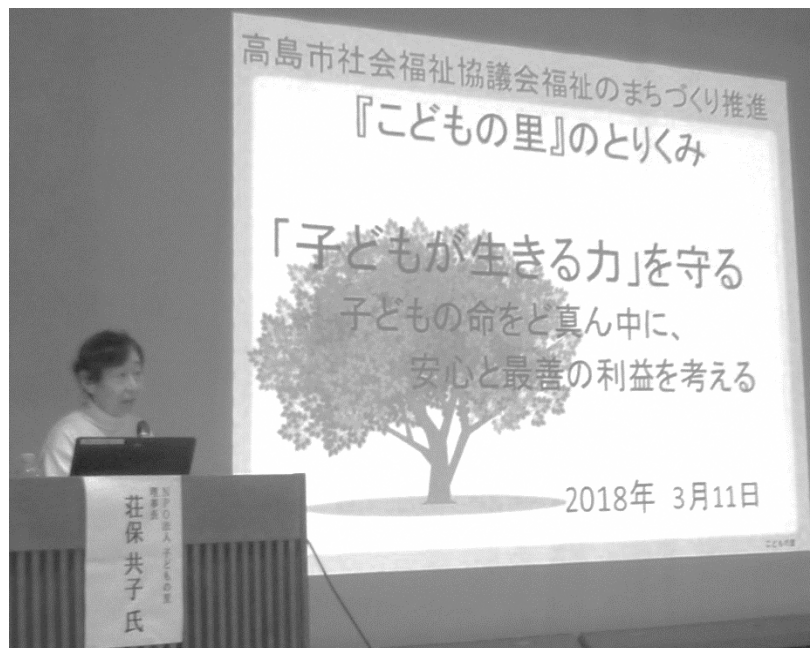
(4) 子どもの貧困に関する学習会

これまでの3年間、子どもの貧困に対する取り組みを進める中、部会等の議論の中でも地域に向けて啓発等を行う機会の必要性が挙げられていました。

今回、改めて広く地域住民も対象とした学びの場として、映画「さとにきたらええやん」上映会・荘保共子氏講演会を企画し、地域住民から支援機関の関係者まで約80名の参加のもと実施しました。



映画「さとにきたらええやん」ポスター



映画の舞台であるNPO法人子どもの里理事長 荘保共子氏による講演

○就労支援に関する事業

①就労準備支援事業（社会福祉法人虹の会受託事業）

引き続き、社会福祉法人虹の会により就労準備支援事業（就労準備支援ホップ）が実施されています。しかしながら、1年間という利用期限の中、当初利用につながった方が利用期間の終了を迎えていくのに対し、新規の利用につながる方がなかなか見つからず、利用人数が極端に少ない時期がみられました。

ホップ開設以前から各関係機関が関わり支援をされてきた「ひきこもり状態にあった方」のケースについて、就労準備支援事業の利用まで段階が進んでいた方についてはホップにつながってきましたが、そのような方が一定数つながった後、次にその段階までできている対象の方が見当たらないことなどが原因として考えられます。

これらの状況も踏まえ、事業の推進にあたって運営会議が開催され、ホップやよろずや関係機関が参加し、事業の現状の共有や、今後の進め方について共有しながら取り組みが推進されるようになりました。

【就労準備支援事業の利用状況】

今年度、就労準備支援事業の新規利用者は1名に留まりました。昨年度からの利用者が利用期間である1年を終了し8名の方が卒業を迎えられました。

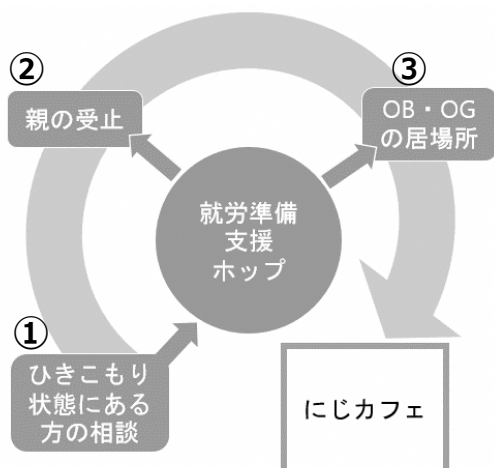
新たにホップの見学やホップ職員と面談を行った方は4名おられました。見学等には至らなかったものの相談過程において利用を検討した方も4名おられましたが、大半はマッチせず利用見送りとなりました。

就労準備支援事業の利用者の中には、利用の中で障害者手帳を取得される方が複数おられ、就労準備支援事業利用終了後は、就労継続支援B型事業所に通所される傾向が見られます。

また一般就労にも福祉就労にもつながらず、事業利用終了後の居場所として社会福祉法人虹の会が実施している「にじカフェ」に通う方も複数おられます。

【TOPICS】「就労準備支援ホップ」から生まれた「にじカフェ」

ホップでは、繰り返し就労に失敗し自信を喪失している方や、人間関係を上手く構築することが出来なくなっている方をはじめ、①これまでひきこもり状態にあった方などを受け止め就労に向けた支援を行っている中で、②本人だけではなくその親の受け止めが必要となる、③ホップの利用期間が終了した後引き続いての関わりや居場所の必要性などから、利用できる居場所として「にじカフェ」を開設しています。



<成果>

ホップという確かな受け止めの場ができたことで、利用に結びつく方ができ、更にそこでの利用者支援を通じて、新たに本圏域での資源や支援の不足などの課題が見つかるようになっていきます。

そして、ホップの運営協議の場や就労支援機関連絡会に、それらが問題として提起されるなど、就労準備支援事業が本圏域における課題抽出の起点となっていることは成果であるといえます。

また、就労準備支援事業の実施に留まらず、以下のトピックスのように、必要性から更なる資源の生み出しが図られていることも大きな成果です。

②認定就労訓練事業（社会福祉法人大阪自彊館）

今年度から、社会福祉法人大阪自彊館の市内救護施設 3 施設で認定就労訓練事業が実施されることとなり、市内で「居場所」「就労準備」に続く、次のステップとして「就労訓練」の受け皿のための資源ができることとなりました。（【図 4 - 4】）

しかしながら、今年度 10 月からの実施されたものの、今年度に関してはたちまち利用につながるケースがなく、今後事業の実施について関係機関への周知等を行っていく必要があります。

③就労支援機関連絡会

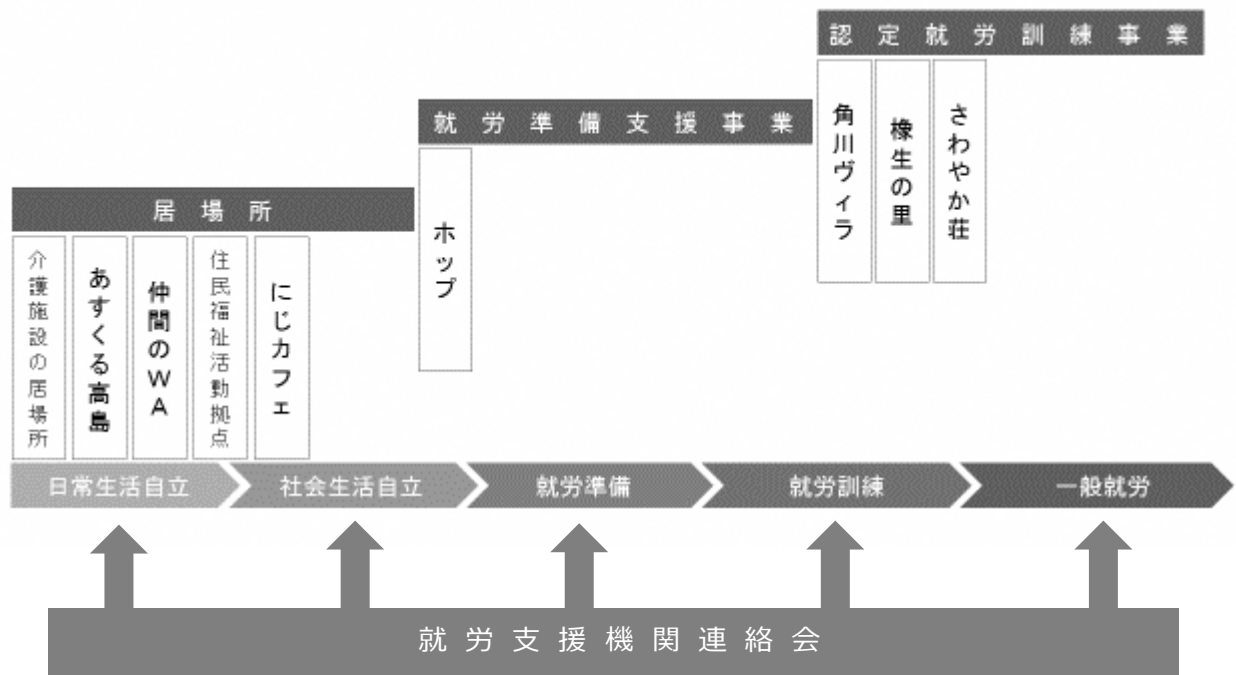
市内の就労支援の機能を持つ機関同士が、互いの動きや役割等について理解するとともに、就労支援における課題を共有し、連携の強化など、必要な支援のための取り組みを進めることを目的に今年度連絡会を設置しました。

今年度は 3 回開催し、中間的就労の場を必要とするニーズと必要な取り組みについて、また関係機関からのつなぎ方をテーマに協議を行いました。

<成果>

それぞれの機関が抱える課題を共有するだけでなく、それぞれの機関から各制度の動きについての情報などが共有される場として機能しました。また、テーマに応じた議論だけでなく、個別ケースについての検討も行われ、この場で課題が整理され、実際の支援における今後の連携につながるような場面も見られるようになってきました。

【図4-4】市内における本人の段階に応じた支援のステップのための資源



○ひきこもり支援に関する事業

①つながり応援支援者ネットワーク会議

ひきこもり状態にある本人の家族や支援者からの相談が少しずつ増加しており、相談に寄せられるひきこもり状態にある本人の問題はその背景が複雑であることが多く、支援に当たっては関係機関による連携が欠かせないものであることから、関係機関連携のためのネットワークの構築を目的に「つながり応援支援者ネットワーク会議」を立ち上げました。

「つながり応援支援者ネットワーク会議」には、保健・医療・障がいの関係機関だけでなく、就労や自立、活動や学習、居場所といったキーワードに該当するような関係機関にも声かけを行い立ち上げました。

今年度は年間を通じて、まずは本市における「ひきこもり状態にある本人とその家族の支援」に関する問題の抽出と、取り組みの方向性について話し合い、そのための学び合いの機会を設けることを目的に開催しました。

年3回開催した会議では、1回目に趣旨の共有と参加関係機関の思いや問題意識の共有を図り、2回目に県内の先駆的取り組みから学ぶため、甲賀・湖南圏域で取り組みを進められている「奏～かなで～」の運営委員会の皆さんと意見交換を行い、今年度最後となる3回目は「ACT-Kの取り組みについて学ぶ」をテーマに京都の相談支援事業所しほふぁーれ所長の金井氏を講師に招き参加者による学び合いを行いました。

こうした部会での議論と学び合いと、また、よろず運営委員会でも本市における引きこもり状態にある本人とその家族の支援について話し合った結果、以下のような取り組みの方向性が整理されました。

【本市におけるひきこもり状態にある本人とその家族の支援のために必要な取り組みの方向性】

① 対象の把握のための取り組み

- ・ 統計上の数字に限らない実態把握の取り組みが必要である。
- ・ そのための関係機関・支援者との連携を促進する必要がある。

② 相談につながるための取り組み

- ・ 相談窓口、場所、機会の明確化が必要である。
- ・ ひきこもりの問題が地域課題として、地域の中でオープンに議論ができる問題となるよう地域への働きかけを行うなどの土壌づくりが必要である。

③ 支援を進める中での基本スタンスの整理と共有

- ・ 問題の本質は十人十色であり、本人本位を支援の中心的価値に置く必要がある。
- ・ そのためには、ひきこもり状態にある本人やその家族から、支援者が学ぶ機会が必要である。



(写真左) 立上げ準備も兼ねた第1回会議の様子 (写真右) 「奏～かなで～」との意見交換を行った第2回会議の様子

○相談を進めるネットワークづくりに関する事業

①相談窓口職員連絡会

相談機関の相談員だけでなく、窓口で相談に立つことのある職員も含め、市内で広く相談に関わる関係機関の職員を対象として、市内の生活困窮者支援の現状や制度の狭間にある問題を知り学び合う機会として、また関係機関同士の顔の見える関係を構築し、よりスムーズな連携へとつながるよう開催しました。

今年度は3回開催し、テーマも「生活困窮者支援から見えること」や「多職種連携の在り方について」や、「防災を通じて連携を考える」といった多様なテーマで開催し、毎回30近い機関や団体から合わせて50名前後の参加がありました。

特に、第2回目に「滋賀の縁創造実践センター」の「滋賀の縁塾」とコラボレーションした内容で開催し、第3回目は「高島市福祉施設協議会」と連携し開催するなど、より幅広い機関の協力を得ながら連携して開催をしました。



よろず運営委員会委員長でもある関西学院大学の藤井博志教授を講師に招いた第1回連絡会開催の様子

○ これから取り組むべきこと

よろずの相談や事業を通して見えた課題等から、今後取り組んでいく必要のある取り組みを次のとおりまとめました。これらの取り組みについて次年度以降の事業化も含めて実施を検討していく必要があります。

【社会的孤立の問題に対する理解を地域に広げる】

- ・ この間、子どもの貧困の連鎖を断つための取り組みとして、フリースペースや子ども食堂など居場所づくりの取り組みが少しずつ広がってきましたが、まだまだ困窮し悩みを抱え込み孤立する子育て世帯に対する理解や、見づらい貧困と言われる相対的貧困についての理解が地域に十分に広がっているとは言えません。
- ・ また、今年度下半期から取り組みをスタートした「ひきこもり状態にある本人とその家族の支援」について関係者と議論を深める中でも、地域の中で隠すことなく当たり前のこととして「ひきこもり」のことがオープンに話し合える土壌づくりを進めることの必要性が挙げられました。
- ・ 「困窮」や「孤立」は、誰もがすぐに共感できるテーマではありませんが、生きづらさを抱える方への理解と温かい支援の輪を地域に広げるための学び合いの場づくりに取り組んでいく必要があります。

【福祉分野での連携の強化と福祉分野以外への広がり意識したネットワークづくりの取り組み】

- ・ これまで、よろず運営委員会や各部会など官民の課題解決型ネットワークの構築を進めてきました。また、資源開発の実践においても、社会福祉法人の地域貢献の動きなどとも連携しながら、子どもの居場所づくりや、緊急支援物資による支援のためのネットワークの構築などで協力や連携を図ってきました。
- ・ 一方で、中間就労の場づくりなど、就労支援における出口づくりの取り組みなどについては、民間企業や事業所等との連携は進んでおらず、他の取り組みの中での連携や協力においても、民間分野のネットワークの拡大や強化を図っていく必要があります。

【地域共生社会の実現に向けた、包括的総合相談体制づくりとの連携】

- ・ いわゆる「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりの中で、全世代対応型の総合相談体制づくりが求められています。本市においても市行政を中心に体制の在り方についての議論が進められていますが、よろずで構築してきた相談窓口職員連絡会等の連携促進の取り組みや、運営委員会をはじめとした課題解決型ネットワークづくりの取り組みとどう連携を図っていくか議論を進めていく必要があります。

【地域福祉活動の拠点づくり、地域共同ケアと連携した取り組み】

- ・ 本市の地域福祉推進計画に基づく取り組みとして、地区ボランティアセンターによる活動づくりや居場所づくり、また地域福祉活動の拠点づくりが進められています。また、拠点づくりにおいては地域住民と専門職が連携しながら一人ひとりを支える地域共同ケアの考え方を取り入れた取り組みの推進が図られています。
- ・ 社会的なつながりを求める生活困窮者の支援を考える上で、これらの取り組みと連携し、地域福祉活動協働した困窮者支援のコーディネートについて進めていく必要があります。

「これから取り組むべきこと」に対するよろず運営委員会からの意見

- ・社会的孤立の状態にある方の「生きがい」につながる活動の機会や利用できる居場所が不足している。
- ・「人と人、人と居場所、支援と支援」をつなぐコーディネートや人材が必要である。
- ・複合多問題により複数の支援機関が関わる場合のコーディネートが不足しており、世帯全体の課題解決に向けた支援体制の構築望まれる。
- ・「制度の狭間」にあり、支援の必要のある方に対する生活支援の手立てがない。炊事、買い物、起床就寝の生活リズムなど・・・。
- ・教育と福祉の連携を強化し、学齢期からの関わりなど早期発見・対応と予防的関わりが必要である。
- ・分野毎の協力企業開拓ではなく、働きづらい方全般を対象とした協力企業開拓と情報の共有が必要である。
- ・「ひきこもり」の問題など、オープンに話せる地域づくり、土壌づくりが欠かせない。その第 1 歩として民生委員や地域と課題共有を図る取り組みが必要である。
- ・地域住民をはじめ、問題を把握し行動する人が活躍できる環境をどれだけ作れるかが大切である。
- ・近隣トラブル等、公的機関・支援者が介入しにくい課題が増えている。
- ・住まいの確保のための取り組みが十分ではない。また、老朽化した家屋や、空き家の片づけや処分など新たな課題への対応も検討していくことが必要である。
- ・庁内連携会議の議論等を通じて、より一層の「生活応援行政」への意識の転換が望まれる。

4.その他関連事業の実施実績

①なんでも相談会（※生活困窮者自立支援事業委託外の事業）

保健、福祉、法律を始め、様々な分野の専門職が参加し、相談をできる限りワンストップで受け止める総合相談として、また参加する関係機関同士のネットワークづくりのための取り組みとして開催。

今年度は年4回開催し、計45名の方が相談に来られ、よろずへの相談につながった方も8名ありました。

総合相談を実践するネットワークとして、また支援者支援の場としても貴重な取り組みになっています。

②高島市福祉施設協議会地域貢献検討委員会（※生活困窮者自立支援事業委託外の事業）

市内の社会福祉法人が加盟する高島市福祉施設協議会（事務局：高島市社会福祉協議会）では、昨年度に引き続き「地域貢献検討委員会」を開催し、社会福祉法人の公益的な取り組みによる困窮者支援について協議を行いました。

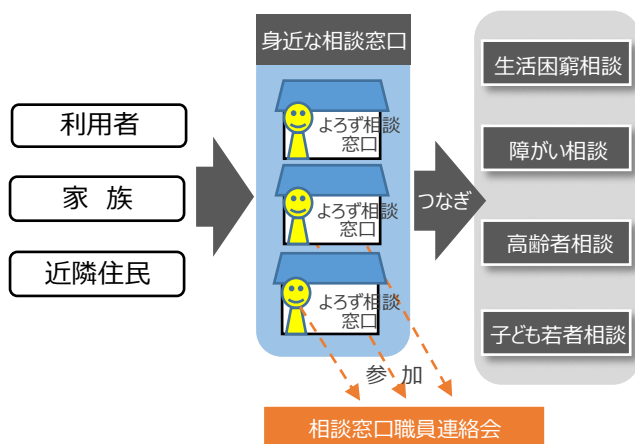
特に、今年度は個々の法人の取り組みのみならず、高島市福祉施設協議会全体として取り組むことについて協議を行い、加盟法人の各施設・事業所に①「よろず相談窓口」を設置すること、ならびに②「緊急支援物資による支援ネットワーク」の担当者を配置することについて話し合いました。（図5-1）

これらの取り組みについて、次年度の高島市福祉施設協議会の総会に諮り、実現に向けて取り組みを進めることとなりました。

【図4-1】高島市福祉施設協議会全体での取り組みのイメージ

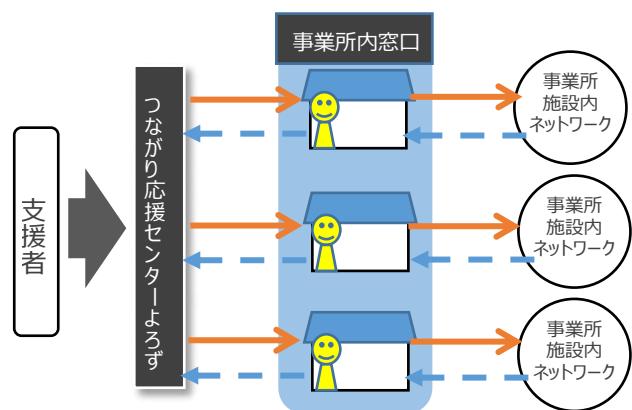
取組1 漏らさない総合相談体制づくり（相談窓口の設置）

加盟法人内の事業所に窓口を設置し、利用者や家族あるいは近隣住民からの相談の窓口となり、必要な支援機関につないでいくことで、漏らさない相談体制の構築を目指します。



取組2 緊急支援物資支援ネットワークづくり

物資の支援について、連絡網を構築し、必要な緊急支援物資が発生した場合に、連絡し融通しあえるネットワークの構築を目指します。



③ 広報

- (1) 高島市社協広報『しふくのふくし』
- (2) 高島市広報『広報たかしま』
- (3) 高島市行政防災無線放送
- (4) 地域での周知啓発
 - ・高島市学童保育連絡会にて事業説明
 - ・小中学校生徒指導担当職員会議にて事業説明
 - ・小中学校教育相談担当職員会議にて事業説明
 - ・特別支援教育コーディネーター担当者会議にて事業説明
 - ・高島市保護区保護司会自主研修会にて事業説明
 - ・滋賀県社会福祉士会湖西ブロック研修会にて事業説明

④ 職員研修

- ・「生活困窮者自立支援事業 家計問題研究セミナー」
 - 日 時：平成 29 年 6 月 27 日 午後 1 時半～4 時半
 - 場 所：浜大津明日都
 - 主 催：滋賀県社会福祉協議会
- ・「生活困窮者自立支援担当者研修会」
 - 日 時：平成 29 年 7 月 21 日 午後 1 時半～4 時半
 - 場 所：大津市ポリテクセンター
 - 主 催：滋賀労働局
- ・「自立相談支援事業に必要なソーシャルワークの基礎を学ぶ」
 - 日 時：平成 29 年 8 月 29 日 午前 10 時～4 時
 - 場 所：滋賀県立長寿社会福祉センター
 - 主 催：滋賀県社会福祉協議会
- ・「子ども若者支援に関する公開講座」
 - 日 時：平成 29 年 9 月 11 日
 - 場 所：コラボしが 21
 - 主 催：滋賀県立精神保健福祉センター
- ・「しが生活支援者ネット研修会 『食でつながる生活支援』」
 - 日 時：平成 29 年 12 月 9 日 午後 1 時半～5 時
 - 場 所：滋賀県弁護士会館
 - 主 催：しが生活支援者ネット

- ・「生活困窮者主任相談支援員研修」
 - 日 時：平成 30 年 2 月 5 日 午後 1 時～4 時半
 - 場 所：コラボしが 21
 - 主 催：滋賀県立精神保健福祉センター
- ・「ひきこもり問題の理解促進と支援力向上のための研修会」
 - 日 時：平成 30 年 2 月 19 日 午前 10 時半～4 時 20 分
 - 場 所：東京北とびあ
 - 主 催：特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会
- ・「生活困窮者自立支援担当者研修会」
 - 日 時：平成 30 年 3 月 7 日 午後 2 時～5 時
 - 場 所：ピアザ淡海
 - 主 催：滋賀県社会福祉協議会

⑤視察

- ・視察訪問 「ひきこもり支援先進地視察」
 - 日 時：平成 29 年 12 月 11 日
 - 相手方：岡山県総社市社会福祉協議会
- ・視察受入
 - 日 時：平成 29 年 10 月 5 日
 - 相手方：島根県地域福祉課ならびに県内行政職員・社協職員

⑥研究会・研修会等での実践報告

- ・「生活困窮者支援と地域福祉～制度の理念を正しく理解し、地域のネットワークによる支援方策と制度がめざす地域づくりを学ぶ～」
 - 日 時：平成 29 年 7 月 31 日 午後 1 時半～4 時半
 - 場 所：滋賀県立長寿社会福祉センター
 - 主 催：滋賀県／滋賀県社会福祉協議会
- ・「兵庫県内社会福祉協議会事務局長会議」
 - 日 時：平成 29 年 10 月 17 日午後 1 時～5 時
 - 場 所：兵庫県社会福祉協議会研修センター
 - 主 催：兵庫県社会福祉協議会事務局長会議
- ・「第 4 回生活困窮者支援全国研究交流大会」
 - 日 時：平成 29 年 11 月 11 日～12 日
 - 場 所：高知県立大学永国寺キャンパス
 - 主 催：一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

・「滋賀県社会福祉学会」

日 時：平成 30 年 2 月 22 日

場 所：滋賀県立長寿社会福祉センター

主 催：滋賀県社会福祉協議会

おわりに

社会福祉の考え方に先行投資戦略や積極的社会福祉という考え方があります。この考え方は、従来、事後的社会福祉から予防的社会福祉という考え方に依拠するものです。すなわち事後的対応から先手の対応を目指す考え方であり、社会福祉に先行投資をすることで、問題の深刻化を防ぐ考え方です。

生活困窮者自立支援制度は、制度の狭間における対応の遅れから、この先行投資戦略にもとづいて生活問題の事後的対応から予防的対応へ社会的対策を転化するためにつくられた制度であるといえます。そして、そのターゲットは経済的困窮対策とともに社会的孤立対策を目的としています。高島市における本制度の展開は、その制度の趣旨を真つ当に受けとめ、関係機関、団体の連携によって、制度から漏れることを防ぐ支援の網を確実に広げてきました。

本年度の取り組みにおいても、子どもの支援や引きこもり対策、および就労支援の取り組みを着実に積極的に広げてきています。また、自立相談支援においても地域福祉権利擁護事業や生活福祉資金に関する相談と家計相談をリンクさせて自立相談支援の質を高める取り組みも強化してきています。そのネットワークの基盤である本運営委員会と各部会、庁内連携会議の両輪とともに、つながり応援支援者ネットワーク会議、相談窓口職員連絡会、福祉施設協議会地域貢献検討委員会との密接な連携のもとに本事業が進められてきています。これは、滋賀県内及び全国と比べても誇れるものです。以上のことを、本年度の事業評価としておきたいと思えます。

さて、国の方では、本制度 3 年目の見直しがなされ、来年度はますます本事業の強化が図られようとしています。その制度強化をうけながら、高島市として先を見据えると、それは見守りネットワークとの連携を強めることでしょう。もともと、生活困窮者自立支援制度と見守りネットワークは、地域のつながりの希薄化、社会的孤立への対応を共通の課題としてもっています。しかし、この二つの取り組みは一朝一夕には結び付きません。生活困窮者自立支援制度の利用者は、いわば、「孤立から地域社会とのつながり」というベクトルであり、見守りネットワークは「孤立を防ぐ地域づくり」という、双方が逆方向から歩み寄る取り組みであるからです。しかし、この接点に「地域共生社会」があります。また、そこに子どもの支援が位置するといえます。

もう一つ、来年度(2018年)4月からは社会福祉法の改正施行によって包括的支援体制づくりが取り組まれようとしています。いよいよ、この両方の取り組みをトータルに見据えて取り組む時期がやってきたといえます。高島市ではこの両者を地域福祉として進めてきました。そのことの方向性をしっかりと見据えて本運営委員会を進めて行きましょう。

高島市生活困窮者自立相談支援機関「つながり応援センターよろず」
運営委員会 委員長 藤井博志

巻末資料

○高島市生活困窮者自立相談支援機関運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 高島市生活困窮者自立相談支援機関「つながり応援センターよろず」(以下「自立相談支援機関」という。)の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働の仕組みを検討し、地域全体で包括的な支援体制を確保するため、高島市生活困窮者自立相談支援機関運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について協議および検討を行う。

- (1) 自立相談支援機関の運営に関すること。
- (2) 生活困窮者の状況の把握
- (3) 生活困窮者支援に関する課題の共有
- (4) 生活困窮者の包括的な支援体制の構築
- (5) 生活困窮者の課題解決のための地域づくりの検討
- (6) 高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議との連携、高島市行政への提言
- (7) その他、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 運営委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱または任命する。

- (1) 社会福祉に関する学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 保護司
- (4) 民生委員
- (5) ボランティア福祉学習センターの職員
- (6) 障害福祉サービス事業者
- (7) 高齢者福祉サービス事業者
- (8) 救護施設事業者
- (9) 大津公共職業安定所高島出張所の職員
- (10) たかしま市民協働交流センターの職員

(11) 滋賀県社会福祉協議会の職員

(12) 高島市の職員

(13) 高島市教育委員会の職員

(14) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の期間は、2年とし、再任されることを妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に、委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていないときは、高島市健康福祉部長および高島市社会福祉協議会会長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求めることができる。

(部会)

第6条 運営委員会は、専門的な分野の協議を集中的に行うため、専門部会を置くことができる。

2 部会の委員は、運営委員および委員以外の関係者の中から委員長が指名する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 運営委員会の事務を処理するため、自立相談支援機関に事務局をおく。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○平成29年度つながり応援センターよろず運営委員会委員名簿

(平成29年10月1日現在、敬称略)

	お名前	ご所属
高島市福祉のまちづくり推進委員会		
1	藤井 博志 ◎	高島市福祉のまちづくり推進委員会 委員長 神戸学院大学 総合リハビリテーション学部 教授
2	坂下 靖子	たかしま市民協働交流センター 事務局長
3	谷 仙一郎	NPO法人元気な仲間 代表理事
当事者・支援団体		
4	山本 良子	NPO法人リバティィー・ウィメンズハウス・おりーぶ 理事長
関係機関・団体		
5	八木 武	高島市民生委員児童委員協議会連合会 会長
6	山下 晏叶子	高島市障がい者相談支援センターコンパス センター長
7	河原田 良明	社福) 大阪自彊館 第3事業部長/救護施設 角川ヴィラ施設長
8	伴 英治	社福) ゆたか会 清湖園 施設長
9	杉山 佐枝子	滋賀弁護士会
10	大塚 泰雄	高島保護区保護司会 会長
11	門 直治	大津公共職業安定所高島出張所 就職促進指導官
12	内藤 佑介	湖西地域働き・暮らし応援センター 所長
13	藪内 正子	社福) 虹の会 就労準備支援ホップ 施設長
14	洲寄 トモ子	滋賀県健康福祉事務所(高島保健所) 次長
行政機関		
15	多胡 重孝	子ども・若者支援センターあすくる高島 所長
16	兼田 香織	高島市 健康福祉部 子育て支援課 主任
17	石田 裕樹	高島市 市民生活部 生活相談課 主任
18	上川 新也	高島市 健康福祉部 地域包括支援課 主事(社会福祉士)
社会福祉協議会		
19	高橋 宏和	社福) 滋賀県社会福祉協議会 地域福祉担当課長

◎委員長

事務局	枝 秀樹	高島市 健康福祉部 次長(兼 社会福祉課 課長)
	清水 潤平	高島市 健康福祉部 社会福祉課 参事
	山村 栄治郎	高島市 健康福祉部 社会福祉課 主任
	玉野 潤	高島市社会福祉協議会 事務局長
	河野 みゆき	高島市社会福祉協議会 ふくしのまちづくり推進課 課長
	杉島 隆	高島市社会福祉協議会 // 地域支援グループ 係長
	松本 道也	高島市社会福祉協議会 // 生活支援グループ 係長
	辻 雅俊	高島市社会福祉協議会 つながり応援センターよろず 相談員
	洲寄 光彦	高島市社会福祉協議会 つながり応援センターよろず 相談員
	星 佳子	高島市社会福祉協議会 つながり応援センターよろず 相談員

○よろず運営委員会開催スケジュール

回数	日時	会場	内容
第1回	平成29年6月16日 午前10時～12時	市高島支所 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法の理念と改正の論点について共有 平成28年度年次レポートについて 重点取り組み事項について意見交換
第2回	平成29年9月26日 午後1時半～4時	市高島支所 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> 上半期相談支援実績と傾向分析 上半期事業推進状況と課題共有 地域福祉活動・住民福祉活動と協働した生活困窮者支援について考える
第3回	平成30年1月12日 午後1時半～4時	市高島支所 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援実績報告 事業進捗状況報告と課題共有 ひきこもり状態にある本人の支援について意見交換
第4回	平成30年3月9日 午後1時半～4時	市観光物産 プラザ2階	<ul style="list-style-type: none"> 事業実績報告 今年度事業の総括 次年度事業に向けた意見交換 ミニシンポジウム 「生活困窮者自立支援と民生委員児童委員の連携について」

○高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議設置要綱

平成26年12月19日

告示第196号

改正 平成27年4月1日

(設置)

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）の施行に際し、庁内の体制を整備し、法に定める生活困窮者の自立支援に向けた取り組みを推進するため、高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活困窮者に関する情報の収集および分析
- (2) 生活困窮者に関する支援内容の検討
- (3) 内部機関の連絡調整および組織体制の確立
- (4) その他、議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 連携会議は、議長および構成員をもって組織する。

- 2 議長は、健康福祉部社会福祉課長をもって充てる。
- 3 構成員は、別表に掲げる課等に属する職員のうちから、当該所属長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 連携会議の会議は、議長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 議長に事故あるとき、または欠けたときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 3 議長が必要と認めるときは、前条に規定する構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条 連携会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 連携会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別表（第3条関係）

総務部税務課
総務部納税課
政策部企画調整課
市民生活部市民協働課
市民生活部生活相談課
環境部環境政策課
健康福祉部社会福祉課
健康福祉部障がい福祉課
健康福祉部健康推進課
健康福祉部保険年金課
健康福祉部長寿介護課
健康福祉部地域包括支援課
健康福祉部子ども局子育て支援課
健康福祉部子ども局子ども家庭相談課
農林水産部農業政策課
商工観光部商工振興課
土木上下水道部都市計画課
土木上下水道部上下水道課
教育委員会事務局教育指導部学校教育課
教育委員会事務局教育総務部学校給食課
教育委員会事務局教育総務部社会教育課
教育委員会事務局教育指導部青少年課
高島市民病院事務局医事課
高島市社会福祉協議会地域福祉課

○高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議開催スケジュールと内容

回数	日時	会場	内容
第1回	平成29年6月26日 午後1時半～3時半	新旭公民館 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業と本会議の趣旨説明 相談実績報告と課題共有 昨年度までの協議経過と今年度の取り組みについて 県税事務所と自立相談支援機関の連携した取り組み事例紹介 今年度の取り組みに対する意見交換
第2回	平成29年9月25日 午後1時半～3時半	新旭公民館 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業今年度前期事業報告 地域共生社会実現体制構築と高島市の取り組み報告 地域共生社会実現における行政の役割について協議 相談支援受付・連携のための意見交換
第3回	平成30年1月10日 午後1時半～3時半	新旭公民館 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> 前回議論のまとめの共有 今後の会議の持ち方と担当業務における庁内連携の必要性について協議
第4回	平成30年3月5日 午後1時半～3時半	新旭公民館 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> 前回議論のまとめの共有 今年度の総括 次年度取り組みについて協議

○高島市困窮世帯の子どもに対する学習・生活等支援事業実施要領

1 目的

本事業は、生活保護世帯および生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、健全な育成環境を維持することが困難な世帯で育つ子どもおよび保護者に対して、学習支援やその他の教育支援および生活支援を実施するとともに、子どもの居場所を創出することによる社会参加を支援することにより、対象者にあった将来の進路選択の幅を広げ、経済的・社会的に自立した生活を送れるようにすることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、高島市とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他高島市が適当と認める民間団体（以下「運営法人」という。）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業対象者

事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる者であって、市内に住所を有する者とする。

- (1) 生活保護世帯の小・中学生および高校生ならびにその保護者
- (2) 生活困窮状態にある世帯および養育環境に課題があり支援が必要な世帯の小・中学生および高校生ならびにその保護者
- (3) 前項に掲げるもののほか、市長がこの事業における支援を受けることが必要と認める者

4 事業内容

本事業は、次の各号に掲げる取り組みを実施するものとする。

- (1) 学習支援 高等学校等への進学支援、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけおよび学び直しを行うための居場所の提供
- (2) 生活支援 食事やあいさつなど日常生活習慣の形成、幅広い年齢層との触れ合いによる社会性の育成および安心して通える居場所の提供
- (3) 相談支援 個別の進路相談や保護者への養育に必要な情報および進学に必要な奨学金などの社会資源情報の提供
- (4) その他、貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

5 実施方法

運営法人は、次の各号に掲げる実施方法に基づき、事業を実施するものとする。

- (1) 事業の企画・運営、学習・生活等支援専門員（以下「専門員」という。）および学習・生活等支援ボランティア（以下「ボランティア」という。）の募集・選定、資材や教材の作成・選定、日時の調整等を行うコーディネーターを1名以上設置する。
- (2) 実施場所において対象者と中心的に関わる役割を担うとともに、ボランティアへの助言・指導を行う専門員を各実施場所に1名以上配置する。
- (3) ボランティアの募集を行い、各実施場所の対象者数に応じて必要なボランティアを選定して配置する。
- (4) 本事業の実施場所は、市内の施設であって、第1条の目的を達成するために適切な場所とし、高島市と運営法人が協議して定めるものとする。
- (5) 本事業の実施日時は、原則として年末年始および祝日を除く毎週特定の曜日の夕方から夜間の3時間程度とし、高島市と運営法人が協議して定めるものとする。なお、実施時間内に支援状況の引継ぎ、支援方法の検討等を行うことが出来るものとする。
- (6) 運営法人は、前各号の規定にかかわらず、高島市と協議の上、必要に応じて事業を追加することが出来るものとする。

6 利用の申込

本事業の利用を希望する対象者は、事前相談、実施場所の見学を行い、高島市子どもに対する学習・生活等支援事業参加申込書兼同意書（第1号様式）を、運営法人を通じて市長に提出するものとする。

7 事業の利用料

利用料は、無料とする。ただし、本事業において提供されるプログラムのうち、食材料費等の実費相当分を負担するものとする。

8 学習・生活等支援専門員およびボランティア

運営法人は、専門員およびボランティアを希望する者のうち、適任者を選定して登録管理するものとする。

- (2) 専門員、ボランティアに対して、事業実施にあたり必要な知識や技術等を習得するための研修等を実施する。

9 保険

運営法人は、専門員、ボランティアおよび対象者についてボランティア保険等に参加させるものとする。

10 留意事項

(1) 事業の実施にあたっては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。）」などの関係法令および厚生労働省からの事業運営に関する通知を参照することとする。

また、滋賀の縁創造実践センターが推進する「遊べる・学べる淡海子ども食堂モデル事業」および「社会福祉施設を活用した支援を要する子どもの夜の居場所フリースペース事業」など関連性の高い事業との連携を必要に応じて図るものとする。

(2) 本事業の実施に関わる職員は、対象者のプライバシーの保護に十分に配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 関係機関と個人情報を共有する場合は、事前に本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえることとする。

(第1号様式)

高島市子どもに対する学習・生活等支援事業

参加申込書兼同意書

さんかしゃしめい 参加者氏名 (ふりがな)	しよぞくがっこう なまえ 所属学校等の名前	びこう 備考 (アレルギー等)

保護者氏名： _____ (続柄： _____)

住所：〒 _____ 高島市 _____

連絡先：① _____ (_____) ② _____ (_____)

【学習・生活等支援に望むこと】

(宛先) 高島市長

- 1 高島市子どもに対する学習・生活等支援事業に参加することに同意します。
- 2 本事業を利用するにあたり、高島市や高島市自立相談支援機関が学校等の関係機関と連携し、世帯員の個人情報を共有することに同意します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名： _____ ㊟

○平成29年度 子どもの貧困対策部会 開催要項

●開催の背景

厚生労働省が平成26年に発表した「グラフでみる世帯の状況_国民生活基礎調査(平成25年)の結果から」によると、現在18歳未満の子どものいる世帯の6世帯に1世帯が相対的貧困にあり、社会において当たり前とされる生活ができない状態にあること、またひとり親世帯の子どもの半数以上が、貧困状態にあること等が示されている。また生活保護を受けている家庭で育った子どものうち、25%が大人になって再び生活保護を受給するという調査結果もあるように、貧困の連鎖と呼ばれる状況が問題となっている。また両親がいる家庭においても雇用条件が厳しく、両親が失業あるいは非正規労働である世帯の子どもも多く、子どもへの児童虐待件数も年々増加している等、子どもや家族をめぐる問題は多数把握、報告されている。

高島市においても人口減少の中で、ひとり親家庭の問題、世帯の単身化などにより同様の問題が懸念されるほか、不登校やひきこもりなど、子どもや若者に関する課題が存在している。

こうした課題に対応すべく、高島市では平成25年から生活困窮・社会的孤立の問題について関係機関が協議を重ねてきた。

子どもの貧困対策について考える際、困難を抱える世帯に対して日々支援を担う行政部署のみならず、そうした課題に関心を向ける関係機関や任意団体、住民の方々等とも協力して取り組む必要がある。このことは、平成27年度からつながり応援センターよろず運営委員会に「子どもの貧困対策部会」を設置し、集中的に協議を進めてきた。今年度も引き続き当部会を開催し、子どもの居場所に取り組む実施主体や関係機関等と情報共有を図る場とするとともに、具体的な対策を協議する協働のプラットフォームとして継続発展させていく。

●部会の趣旨

(1) 高島市における子どもの貧困対策としての取組状況の共有

- ・子どもの貧困対策の取組について、取組実践主体からの進捗報告等を受け、事業運営や対象世帯・世帯を取りまく環境等について情報を共有する。

(2) 子どもの貧困対策の取組を通して見えた問題整理

- ・子どもの居場所等の実践から見えた子どもや世帯、地域の問題を集約・整理し、対策に向けて協議する。

●主 催 (共催) 高島市・高島市社会福祉協議会

○平成29年度 子どもの貧困対策部会参加者名簿

(敬称略)

	氏名	所属
1	村井 琢哉	特定非営利活動法人山科醍醐こどものひろば 理事長
2	坂下 靖子	たかしま市民協働交流センター 事務局長
3	橋本 圭子	子育て支援グループ「サンサン」
4	是永 宙	仲間のWA!/今津ふくしの会 副代表
5	尾中 純	高島市子ども未来部子ども家庭相談課 主査
6	中川 知恵	高島市子ども未来部子育て支援課 主任
7	鈴木 秀一	滋賀県スクールソーシャルワーカー（高島市担当）
8	保木 卓也	高島市教育委員会事務局学校教育課 指導主事
9	八田 洋子	高島市教育委員会事務局青少年課 青少年育成推進員
10	提中 雅美	子ども・若者支援センター“あすくる高島” 相談・支援員
11	澤 和記	社福)光養会 特別養護老人ホームふじの里なごみの家 施設長
12	中清水 恭子	社福)ゆたか会 さわの風主任
13	梅村 頼子	安曇川町藤江区こどもの家/フリースペースふじの里なごみの家
14	和治 佐代子	特定非営利活動法人子育て・子育てサポートきらきらクラブ代表
15	石田 容子	たかしま結びと育ちの応援団
16	林 実央	滋賀県社会福祉協議会 滋賀の縁創造実践センター 主任主事
17	白井 美恵子	社会福祉法人近江愛隣会 愛隣こども園 園長
18	立岡 孝子	高島市母子福祉のぞみ会 代表
19	西村 武博	株式会社 Be スマイル 代表取締役
20	早川 百合子	高島市社会福祉協議会在宅サービス推進課 係長
21	杉島 隆	〃 ふくしのまちづくり推進課地域支援G係長
22	吉田 利子	〃 ふくしのまちづくり推進課コミュニティワーカー
23	西川 利政	〃 ふくしのまちづくり推進課コミュニティワーカー
24	小笠原 滋	〃 ふくしのまちづくり推進課コミュニティワーカー
25	宮田 早苗	〃 ふくしのまちづくり推進課コミュニティワーカー

事務局

枝 秀樹	高島市健康福祉部次長 / 社会福祉課 課長
清水 潤平	高島市健康福祉部社会福祉課 参事
山村 栄治郎	高島市健康福祉部社会福祉課 主任
河野 みゆき	高島市社会福祉協議会ふくしのまちづくり推進課 課長
松本 道也	高島市社会福祉協議会 〃 生活支援G 係長
辻 雅俊	高島市社会福祉協議会 〃 生活支援G 主任
八坂 麻美	高島市社会福祉協議会 〃 生活支援G

○子どもの貧困対策部会：3回開催

回数	日時	会場	内容
第1回	平成29年7月28日 午後1時～3時	新旭公民館 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の振り返り ・「4つの問題意識」と「7つの取組」を進めるための意見交換
第2回	平成29年9月29日 午後1時半～3時	新旭公民館 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の振り返り ・各機関の取組についての情報共有 ・「4つの問題意識」と「7つの取組」を進めるための意見交換
第3回	平成30年2月9日 午後1時半～3時	新旭公民館 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> ・前回までの振り返り ・「4つの問題意識」と「7つの取組」の議論をもとに今年度の取組について共有 ・次年度の持ち方について協議

○高島市生活困窮者等就労準備支援事業実施要領

1 目的

本事業は、就労に必要な実践的な知識、技能等が不足しているだけでなく複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由により直ちに一般就労に向けた準備の整っていない生活困窮者（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する生活困窮者をいう。）および生活保護受給者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一括して支援することにより、就労による自立の支援促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、高島市とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他高島市が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業対象者

本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する生活困窮者および生活保護受給者であって、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）第4条に定める要件を満たす者とし、高島市生活困窮者自立相談支援事業実施要領に規定する事業を実施する高島市自立相談支援機関「つながり応援センターよろず」（以下「自立相談支援機関」という。）が作成した支援の種類および内容等を記載した自立支援計画に基づき、就労準備支援を受けることが適当と判断された者とする。
- (2) 前項に掲げるもののほか、市長がこの事業における支援を受けることが必要と認める者とする。

4 事業内容

事業の実施にあたっては、次に掲げる事項について当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 就労準備支援プログラムの作成および見直し 支援を効果的、効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標、具体的内容を記載した

就労準備支援プログラムの作成および支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行うこと。

- (2) 日常生活自立に関する支援 社会参加に必要な生活習慣の形成および回復のため、定時に起床し、出勤する習慣付けを行うこと、短時間の軽微な業務を通じた挨拶や言葉遣いなどの訓練を行うことおよび自らの健康および生活管理を行う意識の醸成を行うこと。
- (3) 社会生活自立に関する支援 就労の前段階として、社会的なつながりの重要性の認識および就労意欲の喚起を図るため、訓練を受けている者同士が協力して業務を行うことおよびボランティア活動への参加等の訓練を行い、社会参加能力の習得を目指すこと。
- (4) 就労自立に関する支援 継続的な就労経験の場を提供し、一般就労に向けた技法および知識の習得、公共職業安定所の利用方法、面接の対応方法等の訓練を行うことおよび就労に向けた自覚を喚起させ、求職活動に向けた準備を目指すこと。

5 留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、法令および厚生労働省からの事業運営に関する通知、特に「就労準備支援事業の手引き」（平成27年3月6日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）および「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成27年4月9日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を参照することとする。
- (2) 相談支援にあたっては、「就労準備支援事業の手引き」および「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」に掲載している様式を参考に、地域の実情に応じて適宜、様式を使用することとする。
- (3) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえることとする。

○平成 29 年度 就労支援機関連絡会開催要項

・開催趣旨

高島市内において就労支援を行う機関が複数あり、さらに平成 27 年 4 月には生活困窮者自立支援事業という新たな枠組みの中、就労支援事業を行うセンターが設立された。

しかし、これら各機関の機能や役割について相互理解をする機会もなく、課題の共有もないまま、連携も十分に機能しているとは言えない。

そこで、市内で就労支援を行う関係機関による連絡会を開催し、市内における就労支援の課題を共有すると共に、支援のための相互理解と連携を進める。

・実施内容

- ①市内の就労支援を主として行う関係機関の課題と地域課題の共有
- ②市内の就労支援を主として行う関係機関の相互理解と連携促進

・構成機関

高島公共職業安定所高島出張所
働き・暮らし応援センター
あすくる高島
障がい者相談支援センターコンパス
高島市子育て支援課
高島市社会福祉課
つながり応援センターよろず

・開催日程

年 3 回程度開催

・主催

つながり応援センターよろず（事務局：高島市、高島市社会福祉協議会）

○就労支援機関連絡会構成メンバー

(順不同、敬称略)

No	氏名	所属
1	門 直治	大津公共職業安定所高島出張所
2	内藤 佑介	湖西地域働き・暮らし応援センター
3	上田 洋行	高島市障がい者相談支援センターコンパス
4	杉原 優	あすくる高島
5	清水 潤平	高島市社会福祉課
7	西澤 舞	高島市社会福祉課
8	堀 久美	高島市子育て支援課
9	藪内 正子	就労準備支援ホップ

事務局

1	山村 栄治郎	高島市社会福祉課
2	松本 道也	高島市社協つながり応援センターよろず
3	辻 雅俊	高島市社協つながり応援センターよろず
4	星 佳子	高島市社協つながり応援センターよろず

○就労支援機関連絡会

回数	日時	会場	内容
第1回	平成29年7月20日 午前10時半～12時	新旭 やすらぎ荘	<ul style="list-style-type: none"> 各支援機関の抱える就労支援の課題について共有 就労準備支援事業の説明
第2回	平成29年10月20日 午前10時～12時	新旭 やすらぎ荘	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者認定就労訓練事業の説明 就労定着支援事業について説明 中間的就労の場のニーズについて意見交換
第3回	平成30年1月18日 午前10時～12時半	新旭 やすらぎ荘	<ul style="list-style-type: none"> 手帳を所持していない方のつなぎ方等について ハローワークからのケースのつなぎ方について

○平成 29 年度 つながり応援支援者ネットワーク会議 開催要領

・趣 旨

実社会とのつながりが希薄化し社会的に孤立している状態、いわゆるひきこもり状態にある方が抱える問題や課題は個別性が高く、個々に応じた支援が必要とされています。

市内でも、家族あるいは支援者等から各相談機関に相談が寄せられ支援につながるケースもありますが、まだまだ支援の必要な方が潜在化していることが予測されるほか、相談につながったケースにおいても、相談者が抱える複雑多様な問題について、各関係機関がそれぞれの強みを発揮しながら連携し、支援を進めていく必要があります。

また、ひきこもり状態にある方の社会参加に向けての支援は、中・長期にわたる連続性・継続性が必要であり、安定した仕組みの中で連携してこれにあたる仕組みづくりを進めていく必要があります。

”引きこもり者やその家族の支援”にフォーカスし、これらの仕組みづくりを含め、関係機関のより良い連携について検討することを目的に標記会議を開催します。

・位置づけ

つながり応援センターよろず運営委員会の部会として位置づける。

・会議の目的

現状の関わりの中での課題や支援の状況などを共有しながら、関係機関が良く連携して、支援を進めるための支援の仕組みやチームのあり方について検討します。

・参加機関等

居場所、自立相談：あすくる高島、仲間のWA!、みんなの木
保健・医療：市健康推進課、高島保健所、夢の木訪問看護S T
福祉・障がい：コンパス、市障がい福祉課、市社会福祉課
就労：働き・暮らし応援センター、ホップ
事務局：つながり応援センターよろず

・今年度の協議内容

学習会の要素も取り入れ、3回程度実施予定。

- ・各機関の支援状況等から、高島市におけるひきこもり者やその家族の支援の課題や現状を共有する。
- ・他地域の事例などに学びながら、必要な連携のあり方、連携した支援の仕組みのあり方について検討する。

○ 平成 29 年度つながり応援支援者ネットワーク会議構成メンバー

(順不同、敬称略)

No	氏名	所属
1	多胡 重孝	高島市子ども・若者支援センターあすくる高島 所長
2	是永 宙	仲間のWA! 代表
3	八田 純子	高島市健康福祉部健康推進課
4	大谷 純子	高島市健康福祉部障がい福祉課
5	奥沢 恵津子	滋賀県健康福祉事務所 (高島保健所) 地域保健福祉・衛生係 主査
6	堀出 俊子	夢の木訪問看護ステーション
7	中山 由紀子	高島市障がい者相談支援センターコンパス
8	内藤 佑介	湖西地域働き・暮らし応援センター 所長
9	藪内 正子	就労準備支援ホップ 施設長
10	長谷川 彰宏	合同会社エルブイアール 代表
11	清水 潤平	高島市健康福祉部社会福祉課 参事
12	小笠原 滋	高島市社会福祉協議会ふくしのまちづくり推進課 地域支援グループ ボランティアセンター担当

○事務局

No	氏名	所属
1	山村 栄治郎	高島市健康福祉部社会福祉課 主任 つながり応援センターよろず担当
2	河野 みゆき	高島市社協ふくしのまちづくり推進課 課長 つながり応援センターよろず センター長
3	松本 道也	高島市社協ふくしのまちづくり推進課生活支援G 係長 つながり応援センターよろず 主任相談員
4	辻 雅俊	高島市社協ふくしのまちづくり推進課生活支援G 主任 つながり応援センターよろず 相談員
5	星 佳子	高島市社協ふくしのまちづくり推進課生活支援G つながり応援センターよろず 就労支援員
6	仙波 愛子	夢の木訪問看護ステーション つながり応援センターよろず ひきこもり訪問支援員

○ 平成 29 年度つながり応援支援者ネットワーク会議

回数	日時	会場	内容
第 1 回	平成 29 年 12 月 5 日 午前 10 時～12 時半	新旭やすらぎ荘 集会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業趣旨説明 ・ 各機関自己紹介 ・ 各機関の問題意識の共有
第 2 回	平成 30 年 1 月 30 日 午後 2 時半～4 時	市高島支所 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の振り返り ・ 「奏かなで -」の取り組みに学ぶ (奏運営委員会メンバー参加) ・ 高島市における取り組みについて協議
第 3 回	平成 30 年 3 月 7 日 午後 3 時半～5 時	市観光物産プラザ 2-A 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ACT-K の取り組みに学ぶ」 講師：相談支援事業所しほふぁーれ 所長金井氏

○相談窓口職員連絡会開催要項

・趣 旨

本市における地域ケアネットワーク構築の柱として、住民主体の見守りネットワーク活動の推進が図られている所であるが、これをバックアップするための専門職のネットワークの強化や連携の促進を進めていく必要がある。

生活困窮者自立支援事業がスタートし、本市においても生活困窮・社会的孤立の問題を切り口に、いわゆる「制度の狭間」の問題に取り組み、支援を必要とされる方が漏れることのないよう重層的包括的な支援の構築が図られていくこととなった。

その取り組みの一環として、現場レベルの職員を対象とした「相談窓口職員連絡会」を立ち上げ、相談窓口の最前線に立つ支援者が相談分野を超えて横につながり合うことで、相談を漏らさないための体制を構築することを目指す。

また、連絡会に学びの要素を加え、多職種連携のあり方や様々な事例について学ぶ機会を持つことで、多様化、複合化する相談に対応するためのスキルアップを図る場となるよう取り組む。

最後に、支援者同士が気軽に相談を持ちかけられる機能（交流会としての機能）もつけ加えることで、課題の抱え込みやそれによる疲弊の軽減を図るよう、支援者のための支援の場ともなるよう取り組む。

・主 催

つながり応援センターよろず（事務局：高島市・高島市社会福祉協議会）

・対 象

高島市内の相談窓口職員並びに福祉関係施設・事業所職員 ほか

・ねらい

- ①つながり応援センターよろずの相談から見えた課題共有を行う
(→よろず運営委員会での課題整理を各相談機関の現場レベルと共有)
- ②相談援助を行う専門職として価値観を共有する
- ③相談援助を行う専門職としてスキルアップする
- ④相談支援現場職員同士のネットワークを形成する
- ⑤相談支援現場職員同士での情報共有・意見交換を通じて相互理解を深める

○相談窓口職員連絡会

回数	日時	会場・参加者	内容
第1回	平成29年6月16日 午後1時半～3時半	市高島支所 大会議室 参加者55名	「生活困窮者の相談から見える大切なもの ～どう受け止め、どんな地域をめざせばよ いのか～」 講師：関西学院大学教授 藤井博志氏
第2回	平成29年8月3日 午後1時半～4時	安曇川公民館 ふじのきホール 参加者43名	※滋賀の縁塾と合同開催 「多職種連携のチームづくりを学ぶ！」 講義①新地域包括ケア（我が事・丸ごと地 域共生社会）における「施設・在宅・専門 職」の役割と課題 講師：同志社大学教授 上野谷加代子氏 講義②事例を通じて多職種連携のチームづ くりを学ぶ 講師：同志社大学准教授 野村裕美氏
第3回	平成29年12月12日 午後3時半～5時半	今津サンブリッ ジホテル 参加者24名	※高島市福祉施設協議会と合同開催 「災害支援の在り方を考えよう～HUG(避 難所運営ゲーム)を通じて学習・交流～」 協力：高島市災害ボランティア活動連絡協 議会



本書の内容については、
ホームページからもご覧いただけます。

<http://takashima-shakyo.or.jp>